

広島県告示第四百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

<p>出納長の事務の一部の 委任を受けた出納員 広島県警察本部交通部交通指 導課に所属する次の職員 花 岡 直 人</p>	<p>委 任 し た 事 務 当該課で収納する道路交通法（昭和 三十五年法律第百五号）の規定による 放置違反金若しくはこれに伴う県税外 収入又は放置違反金仮納付金若しくは 放置違反金に伴う差押物件公売代金等 の収納及び保管</p>	<p>委 任 し た 年 月 日 平成一九年三月二三日</p>
---	--	--